

戸籍人口統計からの分離—国勢調査の開始

Separation from the Population Statistics by Koseki Registration: Introduction of Population Census in Japan

廣嶋清志（島根大学）

HIROSIMA, Kiyosi (Shimane University) hirosima@soc.shimane-u.ac.jp

幕末・明治初期に導入された統計学において元来、住民登録統計と人口センサス統計とは相互補完的に考えられていた。杉亨二も学んだ統計学のフィッセルの教科書『表紀提綱 一名政表学論』[津田真道訳 1874]でもドイツやオランダにおける人口センサスと登録人口統計が併存する状況が反映されており、次のように書かれている。「フランス、ネーデルランド、ベルギー等の諸国に於て施行する民生証書の設（出生死亡等の登録制度）、戸口の変更を知る為に尤便利なり、...然れども許多の歳月を経歴する間に或は人民の申報、法の如くならず又は吏員の登録錯誤ある等に因て往々計算誤なきを保ち難しとす。故に時々人口大検査を為すこと必要なり。」したがって、杉亨二など国勢調査実施に大きな役割を果たした学者も登録統計による人口統計に必ずしも否定的な態度をとったわけでないと思われる。

明治4年、府藩県一般戸籍の法により戸籍が本格的に創設されることになった。この戸籍に基づき「戸長其区内の戸籍を式の如く之を集め…其区内総計の戸籍表と職分表とを作」ることが定められた。この戸籍表とは人員、戸数の集計表である。このように戸籍の創設は統計を得ることがひとつの重要な目的であり、全国的に戸籍表(戸口表)、職分表、寄留表の3種が作られた。このように、戸籍簿には世帯状態と職業のような別途届出か調査が定期的に必要な事項が含まれているのであり、届出方式だけでなく現状の定期的な調査を前提としている。「6ヶ年目毎に戸籍を改むるに当りて其戸籍取集し上は日限を定め其区々に於て長並副区長一戸毎に其差出す処に戸籍と現在の人員に突合せ相違なきを点検するを以て法とすべし」と定められ、完全な届け主義ではなく、調査を含んでいた。しかし、明治6年にその改製は中止され、戸籍簿の不備もあってその混乱が進む中、各方面からその改善の声が上げられ、戸籍局は戸籍表の中に、現住人口調査の要素を一部取り入れる。明治16年6月4日内務省達乙第28号「出産婚姻死亡表様式を定む」は、衛生統計諸表の現住戸数(「戸口の現数」と現住人口(「現在人口」と表現)の調査を指示し、後者の計算方法を明示した。

明治19年5月6日内務省令第3号をもって戸籍表が大改訂された。この戸籍表第8表「耕作及捕魚採藻業戸数表」は職業に関するもので、「本表は明治19年を以て第一回とし爾後六箇年目毎に12月31日の現数を調査するものとす」と指定された。これは現地調査そのものを表現していないが、少なくともそれに替わる資料によって5年ごとの職業別戸数の統計の改製を指示した。これをそのまま実施するには無理があるので、各府県は多様な職業別人口調査を実施した。明治33年ごろに12府県、明治37年以後大正4年ごろまでに21府県で調査が行われたことが知られている。職業別戸数(人口)統計をどのように作るのか混迷するなか、職業別人口調査が国勢調査実施を意識し、それを促進する役割をもつものへと変化していった。職業人口調査は、登録統計と現住地調査を結びつけるという方向で行われたところもあるが、この方向は実らず、国勢調査の開始となった。